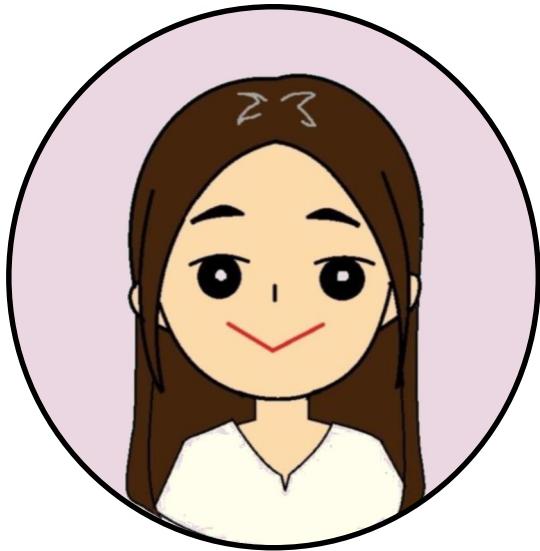


休暇はどのようなものがありますか？
休暇は取得できますか？



S (R5年入庁)

検察事務官

ひと言メモ

今年もジャンジャン
LIVE参戦するぞー！！



休暇はもちろん取得できます！近年高松高検では、職員一人当たり平均して年間20日以上取得しています。

休暇の種類としては、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇等があります。年次休暇は、毎年20日与えられ、繰越しもできるので最大で年間40日になり、いつでも取得できます。特別休暇には結婚休暇、産前・産後休暇、男性の育児参加休暇、子の看護休暇、いわゆる忌引き休暇等様々な種類があります。その中でも夏季特別休暇(7月～9月の間で連続した3日間)は毎年全職員が取得しており、年次休暇と合わせて1週間以上の夏休みを取っている職員も多くいます。

検察庁では、休暇の取得が推進されているためとても休みやすく、私は去年から休みたいときに休めないことは一度もありませんでした！また、休暇のほかにもそれぞれのライフスタイルに合わせて早出・遅出勤務もでき、職員のプライベートがより充実したものになるような制度になっています！

[←Q&Aにもどる](#)